

「『新たな公立保育所』のあり方基本方針」概要

概要内における保育所の用語説明
① 公立保育所
川崎市が直接運営する保育所で、公設公営保育所を指します。
② 民間保育所
川崎市以外の民間事業者が運営する保育所で、民設民営保育所及び公設民営保育所を指します。

1 「新たな公立保育所」のあり方基本方針策定にあたっての背景

近年、少子化、核家族化、不況などの社会的問題や、地域における育児力の低下等から、子育てに孤立感、負担感、不安をもつ保護者の増加、児童虐待相談対応件数の増加、特別な支援が必要な子どもの増加等、保育所を取巻く社会状況が変化中、地域の子育て家庭への支援の強化等、公立保育所に求められる役割も大きくなっている。また、「行財政改革プラン」の基本原則である「民間でできることは民間で」に基づく、公立保育所の民営化及び、民間保育所の整備の推進に伴い、川崎市の保育行政に占める民間施設の割合が急激に増加していることから、保育サービスの質の確保が緊急の課題となっている。

このような社会状況に対応するため、「第2期川崎市保育基本計画」の中で、「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築を位置付け、計画に基づき、公立保育所の再構築を行い、本市保育施策推進の中心となる「新たな公立保育所」として位置づけることで、「第2期川崎市保育基本計画」で掲げた“こどもの笑顔があふれ、未来の力を育むまち・かわさき”の実現に向けた大きな一歩となることを目指す。

2 本市におけるこれまでの保育行政のあゆみ

(1) 本市における保育所のあゆみ

本市では、昭和24年4月に、公立の渡田・古市場保育園、11月に民間の稲田保育園開設以来、公立保育所を中心に保育所整備を進め、平成3年4月には、公立88園、民間21園となった。

その後、社会状況の変化により、各種計画等が策定され、それら計画に基づき、民間活力を導入しながらの保育所の整備と、公立保育所の民営化を推進してきた。

- 平成14年2月：「保育基本計画（子育ていいじゃんかわさき）」策定
・民間活力を活用しながらの保育所の整備と公立保育所の民営化・多機能化などを位置付け
- 平成15年4月：宮前平、西有馬、土橋保育園の3園で、調理業務委託を実施
- 平成17年4月：下作延中央保育園で、指定管理者制度導入による民営化を実施
- 平成19年7月：「保育緊急5か年計画」策定（約2,600人の定員枠の拡大を計画）
- 平成23年3月：「第2期川崎市保育基本計画」策定（4,000人超の定員枠の拡大を計画）
- 平成24年4月：公設公営保育所63園（58か所）・定員6,100人、公設民営保育所15園（14か所）・定員1,580人、民設民営保育所125園・定員9,810人、合計203園・定員17,490人

(2) 本市公立保育所が果たしてきたこれまでの役割

本市では、昭和40年代前半から50年代前半にかけて、飛躍的に保育所が増えていく時期に、公立を中心とした保育所の整備や保育所運営の充実が図られたことは、公立保育所における取組が本市の保育の実施において大きな役割を果たしてきたと言える。

そのような中、公立保育所では、乳児保育、障害児保育、児童の健康管理、給食及び食育について、積極的に実践をし、専門的知識・ノウハウの蓄積に努めてきた。

3 公立保育所の再構築の方向性

地域の子ども・子育て支援や、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等に対する支援の充実や、指導監督の強化を図るには、現場での実践から培っているノウハウを、スキルとして維持・継承する必要があるため、既存の公立保育所の中から、一部を「新たな公立保育所」として位置付ける。

【各区で中核を担う公立保育所の機能強化】

- 既存公立保育所の役割・機能に、新たに求められる機能を強化し、「新たな公立保育所」として位置付ける。
- 「新たな公立保育所」は、今まで本市公立保育所として果たしてきた機能・役割、蓄積してきた専門的知識を踏まえ、民間保育所や保育所以外の施設・機関では担うことができない機能を持つものとする。
- 「新たな公立保育所」は、市全体の保育施策の中心を担うものとし、運営は直営とする。

【新たな公立保育所として位置付ける施設数】

- 公立保育所については、これまで行財政改革の中で、民営化を進めてきたが、保育サービスの維持・向上に向けて、増加する民間保育所等に対する支援の充実や指導監督の強化を図る必要があり、これまで公立保育所が蓄積してきた専門的知識やノウハウの活用が期待される。
このような役割を公立保育所が担うためには、各区にセンター型施設1か所と、それを補完するランチ型施設2か所、計3か所の「新たな公立保育所」が必要であることから、既存公立保育所の一部を「新たな公立保育所」として位置付け、各区に3か所設置する。
- 各区においても、地域によって住民・生活環境・教育環境・経済環境等、様々な特性があることから、各エリアにおけるニーズや課題等の傾向や、状況の把握に努め、地域の実情にあった、きめ細かい支援を図るため、センター型施設を、区における中核的な役割・機能を担う保育所として、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を実施するとともに、区の統括及び「公・民保育所人材の育成」を実施するために、各区に1か所位置付ける。
また、ランチ型施設として各区に2か所位置付け、当該エリアの「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援」を行うものとする。

4 「新たな公立保育所」の機能

「新たな公立保育所」は、既存の公立保育所の機能を維持し、保育の実践を行い、更なる専門的知識及びノウハウ等の蓄積を図るとともに、3つの機能を強化する。

(1) 「地域の子ども・子育て支援」の機能

- ア 地域に開かれた機能の拡充
※ 親子の体験保育、プレママ・プレパパ応援事業など
- イ 地域の子育て相談、情報発信を担う機能の拡充
※ 地域の子ども・子育てに関する継続的な保育相談など
- ウ 保護者・子ども相談支援機能の拡充
※ 要支援児童への保育相談、関係各機関との連携強化など

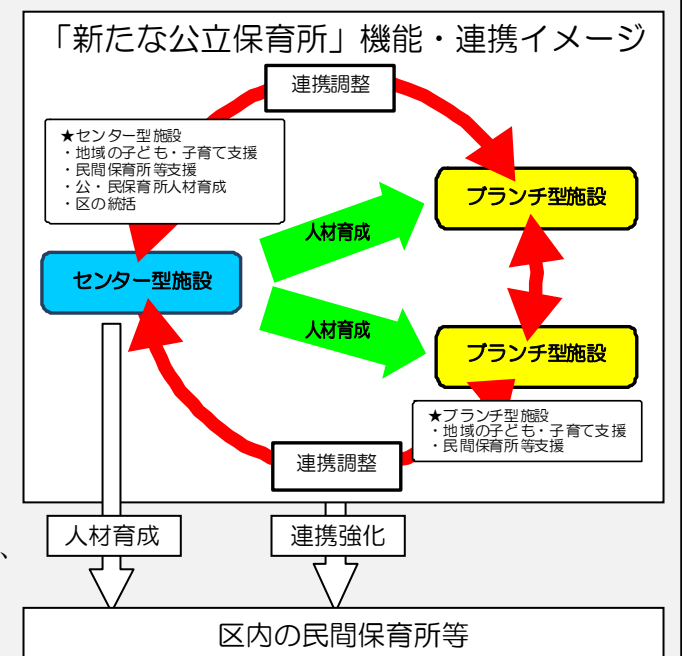
(2) 「民間保育所等への支援」の機能

- ア 民間保育所等との連携強化
※ 公民ネットワークづくり等のための、各種会議の開催など
- イ 民間保育所等への支援機能強化
※ 公立保育所の施設の有効活用（園庭開放・プール開放等）など
- ウ 民間保育所等との交流機能の強化
※ 交流保育の実施（ドッチボール大会等）、保育士等職員の交流など

(3) 「公・民保育所人材育成」の機能

（センター型施設が担う機能）

- ア 公・民保育所の人材育成
※ 公開保育、事例検討研修の実施、実技研修の実施など
- イ 保育の質の向上
※ 各種業務マニュアルの充実、情報の共有化により、職員一人一人の業務理解等を深める
- ウ 区の統括
※ 区ごとの地域特性を生かした事業の推進



5 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた方針

(1) 「新たな公立保育所」の位置付けに向けた基本的な考え方

- H25年度から2区または3区を選定し先行実施、課題検証のうえH26年度から全区において本格実施。
- 現場での実践から培ったノウハウを、スキルとして維持・継承するため、生後43日目から受入を開始する産休明け児童の受入施設や、乳児園併設施設等様々な特徴を持った種別の保育所を、バランスよく「新たな公立保育所」として位置付ける。
- 現在58か所（乳児園含む）ある公立保育所のうち、21か所（乳児園含む）を「新たな公立保育所」として位置付け、それ以外の37か所（乳児園含む）については、社会状況や民間の運営事業者の状況、地域における保育需要、さらには職員の退職動向等も考慮しながら、民営化等の取組を進める。

(2) 「新たな公立保育所」と単独型地域子育て支援センター機能の一体化

- 「新たな公立保育所」における地域の子ども・子育て支援の機能と、単独型地域子育て支援センターが一体となって地域の子育て支援を実施するため、「新たな公立保育所」と、単独型地域子育て支援センターの地域支援機能を統合し、一体となって地域の子ども・子育て支援の拡充を図る。

(3) 「新たな公立保育所」の機能実施に必要なスペースの確保

- 継続的な保育相談の実施や、研修等に必要なスペースの確保を図る。

(4) 「新たな公立保育所」に対する施設保全

- 老朽化した施設及び設備に対する劣化診断の実施、施設保全計画の作成等を行い、計画的な補修・修繕を実施することで、施設の長寿命化・安全な維持管理を図り、状況に応じて大規模修繕等の検討を行う。

6 その他

(1) 「新たな公立保育所」以外の公立保育所について

- 「新たな公立保育所」以外の公立保育所施設については、適切な補修・修繕を実施し、安全な維持管理を図るとともに、地域の子育て支援の充実にも努め、社会状況や、職員の退職動向等を考慮し、民営化等の手法等の検討を行い、引き続き毎年5から3園程度民営化等を実施していく。

(2) 公立保育所及び公設民営保育所の課題について

- 建て替えが必要な公立保育所については、民設民営方式による民営化を検討しているが、建て替え中に必要な仮園舎の用地の確保が課題となっており、指定管理制度においては、長期的な視点による施設運営が困難であることから、継続的かつ安定的な民営化の推進を図るため、新たな手法の構築に向けた検討が課題となっている。
- 継続的かつ安定的に民営化を進めるため、新たな手法の構築に向けた検討を進める。